

# E i w a N e w s

年金形式で受け取る生命保険金の所得税課税について

平成 22 年 8 月  
( No. 061 )

今回は、新聞等でも大きく採り上げられました税務に関する判決事例として、7月6日の最高裁による、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消処分について、ご紹介いたします。

判決事例の内容、相続税と所得税の課税方法、そして過去の課税に対する取扱いについて、簡単にご説明いたします。

## [1] 判決事例の内容

遺族が年金形式で受け取る生命保険金については、相続時に年金受給権として、相続税の課税財産とされます。また、その後、実際に遺族が受け取る年金についても、受給する年金が過去に払い込んだ保険料相当額より多い場合には、その遺族に対して、所得税が課税されることとなっていました。

しかし、今回の最高裁の判決では、相続税が課税された資産に対して、所得税も課税することは、同一の資産に対する二重課税であると判断し、納税者側の主張を認め、所得税課税が取消処分となりました。

相続税が課税された部分については、所得税の課税は行わないこととされましたので、過去に過大に納税していた者に対しては、所得税の還付の措置が行われることとなります。

## [2] 年金受給権に対する相続税の課税

年金形式で受け取る生命保険金については、相続税法において、年金受給権として、以下のような方法で評価され、相続税の課税財産となります。

なお、年金受給権の評価方法は、実際の年金受取金額の現在価値と大きく乖離していると判断されたため、平成 22 年度税制改正により、その評価方法の見直しが行われました。

### (1) 平成 22 年 3 月 31 日以前の契約 (税制改正前)

#### ①と②のいずれか少ない金額 (有期定期金の場合)

- ① 1 年間に受けるべき給付金額の総額 × 給付期間 × 一定率  
② 1 年間に受けるべき給付金額の総額 × 15  
※一定率は給付期間が長いほど低くなります。(例) 5 年・・・70% 10 年・・・60% 15 年・・・50%

### (2) 平成 22 年 4 月 1 日以降の契約 (税制改正後)

#### ①～③のいずれか多い金額 (有期定期金の場合)

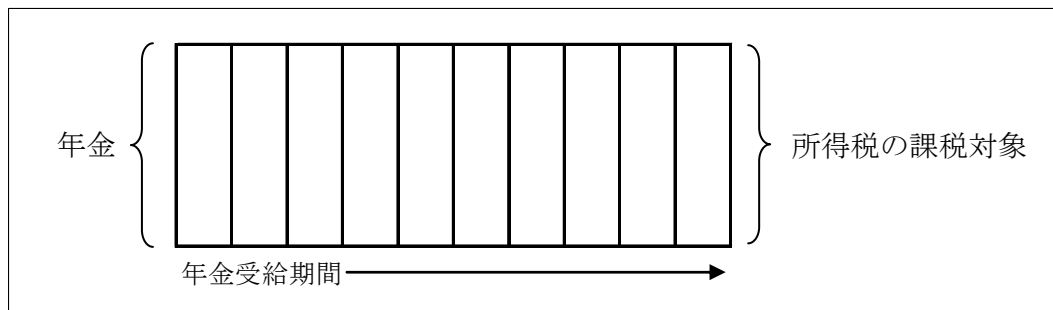
- ① 解約返戻金の定めのある場合 ・ ・ ・ 解約返戻金の金額  
② 定期金に代えて一時金の受給ができる場合 ・ ・ ・ 一時金相当額  
③ 1 年間に受けるべき給付金額の平均額 × 予定利率による複利年金現価率

### [ 3 ] 年金に対する所得税の課税

#### (1) 判決前の課税方法

〔 給付を受ける年金 = 所得税の課税対象 〕

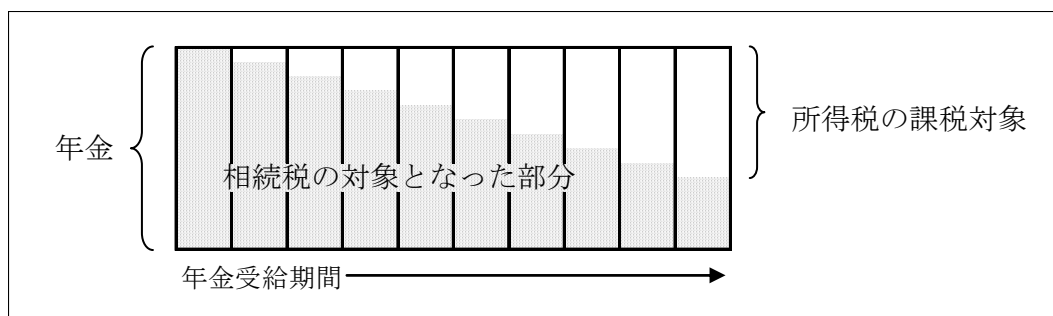
なお、利益が一定金額を超えると源泉徴収されます。



#### (2) 判決による課税方法

〔 給付を受ける年金 - 相続税の課税対象となった部分 = 所得税の課税対象 〕

なお、具体的な計算方法等については国税庁において現在検討中です。



### [ 4 ] 過去の課税に対する取扱い

国税庁は、過去 5 年分については更正の請求(納税者が自ら過去の申告内容の修正を税務署に請求するもの)をすることにより、還付の手続きをとるとしています。また、それ以前の分についても、適切に対処すると公表しています。

現在、生命保険会社等から年金を毎年受給されている方は、その年金が相続により取得した年金である場合には、過去の所得税が還付される可能性があります。

還付を受けるためには、納税者自身が更正の請求をする必要がありますので、受給している年金について、一度確認しておくことをおすすめします。

今回ご紹介しました判決事例は、今までの国税庁の課税判断に誤りがあったということで、大きく採り上げられました。

今後、国税庁と生命保険会社等がその対応に追われることになりそうです。

制度の詳細について、またその他ご不明なこと等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。